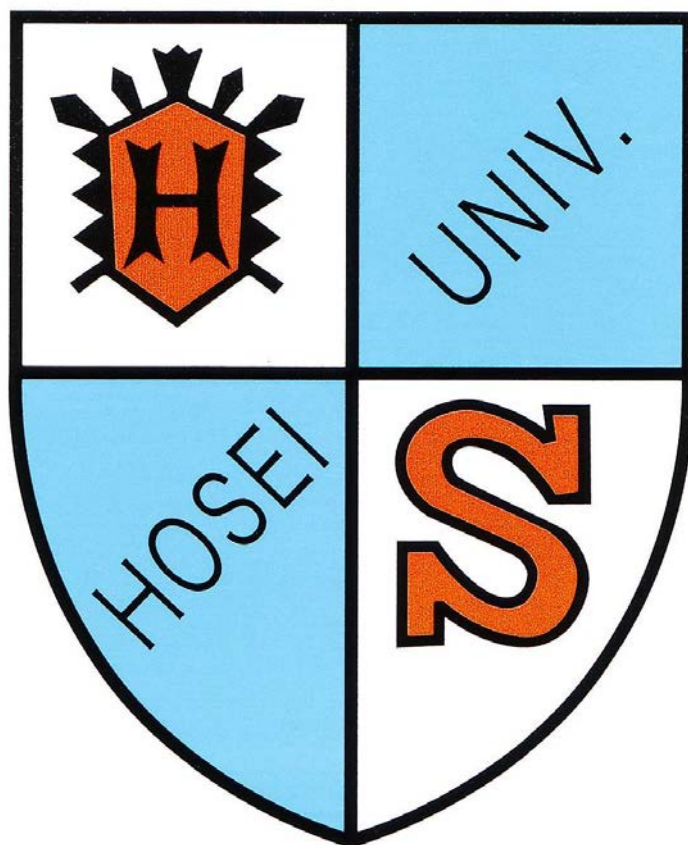


# 法政大学国際高等学校

## 学問的誠実性に関するポリシー



# 学問的誠実性に関するポリシー

本校はすべての学習者に、「自らの努力と探究によって得られた成果に真の価値を見出し、そのことの意義を学習者みずからが体得していくこと」を求めている。学習者は共有された知識や技能を公正かつ誠実な方法で用いなければならないし、他者が成し遂げた研究成果や作品に対して、必要十分な敬意をはらって扱わなければならない。こうした態度・姿勢を、本校では「学問的誠実性」と呼ぶ。

## 学問的誠実性への理解のために

本校では学習者の一人ひとりが、「学問的誠実性」とはなにか、どのような態度・姿勢のことを言い、具体的にどのような手順・手続きをとって課題や研究等にあたらなければならないのかを理解するために、入学年度当初にガイダンスを設けている。また、各年次各科目の学びを通じて、「学問的誠実性」に関するあらゆる事柄について支援を行っている。

## 学問的に「不誠実である」とはどういうことか

「学問的誠実性」への理解を深めるために、ここでは、学問的に不誠実だと思われる例をあげ、これに対する本校の対応、指導内容について説明する。

学問的に「不誠実である」とは、特定の生徒が結果として不公正な利益を得る、あるいは得る可能性のある行為のことを言い、具体的には、「盗用」、「剽窃」、「不正な目的のための結託(共謀)」、「改竄」、「受験時の不正」などを指す。

「盗用・剽窃」とは、「他の何者かが成し遂げた成果や考え方・発想を、無断で使用し、あたかも自分のものであるかのようにやり過ごすこと」で、具体的には次のような行為が含まれる。

- ・適切な引用・参照を明示することなく、書籍やウェブサイトから複製したものを転用・引用し、提出すること。
- ・他者が作成したデータや数値を、その引用元を示さずに、自身の提出物に貼り付けて提出すること。
- ・すでに評価された自身の過去の提出物の内容を大きく修正することなく、大半を複製して新たな提出物と装うこと。
- ・過去の、または現在の他の生徒の提出物の複製を用いること。
- ・自身の提出物に関して、他者(家族、知人、家庭教師など)に部分的・全面的に書き直してもらうこと。

また、次のような事例も学問的に「不誠実」な行為となる。

- ・担当教員から示された評価結果(採点内容や点数、成績・評定)を恣意的に変えたり、変えようと試みたりすること(「改竄」)。

- ・試験中に他の生徒の答案を見ること（いわゆる「カンニング」）。
- ・試験中に私語をすること。
- ・試験会場に許可の出していない機器（携帯電話や端末機器）を電源を入れたまま持ち込むこと。その他、許可の出していないものを持ち込むこと。

さらに、「学問的に不誠実な行動を助ける、また求める行為」もまた、学問的に不誠実な行為と見なされる。これは、「不正な目的のための結託（共謀）」であり、「他者との協力（共同研究）」とは異なる。「協力」とは、参加する個々人の努力の融合を意味する。例えば、「協力（共同研究）」の中で一つのデータを複数人で共有することもあり得るが、そうした場合も、最終的には各自が独自に課題に取り組み、提出物を完成させなければならない。

## 「学問的に不誠実な行為」に対して

提出されたすべての答案、課題、エッセイ（論文）、調査研究、作品その他の評価対象物について、科目担当教員はそれが「学問的誠実性」に則って独創されたものであるか、確認する。

提出された評価対象物の中に、また試験中、答案等の返却時に「学問的に不誠実な行為」の疑いがあるとき、担当の科目教員により、試験の場合は試験監督により、事実の初期確認がなされる。その内容は教務部主任に、IB コース生の場合は IB コーディネーターにも報告され、事実の究明がなされる。

この事実の究明にあたっては、当該生徒を交えた検証の場を設け、教員が一方的に「学問的に不誠実な行為」がなされたと断じることはない。これは、本校が学習者との「対話」、および自他の尊厳の尊重に重きを置いているからである。

検証中、および「学問的に不誠実な行為」の確認がなされた後の対応は、次のような経緯を辿る。

- (1) 科目担当教員は、「学問的に不誠実な行為」が疑われる事案に関わる生徒と、事実究明のための協議・面談を行う。その際、教員は、疑いの根拠を示さなければならない。なお、この協議・面談の席には、科目担当教員が所属する学科会教員等が加わることがある。
- (2) この協議・面談において、「学問的に不誠実な行為」があったと認められた場合、当該の答案、評価対象の提出物については、成績・評価が得られなくなる。IB コース生においては、これにより IB ディプロマ資格(DLDP)を得る機会を逸する可能性がある。
- (3) この間の経緯と確認の内容は、協議・面談に当たった科目担当教員が所属する学科会から教務部及び生徒支援部を通じて教員会議に報告され、審議の上で指導・処分内容の確認がなされる。また、当学習者にはその学問的誠実性の欠如に関して、振り返りが求められる。この振り返りのねらいは、失われた学問的誠実性の回復にある。振り返りにあたっては、科目担当教員、当該の学科会、IB 教員チーム内の複数教員と連携をする。また、当学習者と教員と保護者の三者での連携も図られる。

## 学習者、教員、保護者の責任

学習者は入学年次当初のガイダンス、各科目の中での支援を通じて「学問的不誠実性」「学問的誠実性」の意味と意義について十分に理解する必要がある。その上で、学習者は自身の取り組みの「誠実性」を示す根拠として、自己のすべての提出物について、メモや下書きなどを含めて作成したものはそのつど保存しておくなどして、みずからの独創による取り組みの成果であることを説明するための努力を怠ってはならない。

教員は、適切な時期と頻度で「学問的誠実性」の重要性を学習者に伝え、かつ、学習者のすべての提出物に関して、一貫してこの指針を適用しなければならない。本校は、ハーバード式の引用・参照元記述法を推奨しており、その方法は、グローバル探究コースおよび IB コース DLDP の教育課程の中で全生徒に享受される。

保護者もまた、「学問的誠実性」に関わる本校の指導理念を理解し、生徒の評価対象物の提出に当たって適切な対応をとらなければならない。そのために、本校は保護者に対しても「学問的誠実性」の重要性について享受する機会（保護者向けのガイダンス）を設けている。

### 本方針の改訂について

本方針は、毎年改訂され、すべての志願者、学校関係者に開示される。